

返戻金制度について

事業所名 グローバル・スタッフサポート有料職業紹介所
有料職業紹介事業許可番号 36 —ユー— 300061

返戻金とは、人材紹介会社が紹介した人が早期に退職した場合に、採用企業様に紹介手数料を一定金額返金する制度です。

当社の紹介により求職者が、自己の都合、自己の責めに帰すべき事由により退職に至った場合、受領した紹介手数料の一部を返還致します。

但し、求人者が求職者に、各労働関連法に違反し、それを理由に求職者が一身上の都合にて退職した場合には、紹介手数料を返還しないものとする。

★入社後1カ月以内に退職した場合は、紹介手数料の100%返還するものとする。

★入社後2カ月以内に退職した場合は、紹介手数料の75%返還するものとする。

★入社後3カ月以内に退職した場合は、紹介手数料の50%返還するものとする。